

e-Taxデータ受付サービス（Zaimon）ご利用規定

第1条 本規定の範囲

- (1) e-Taxデータ受付サービス（Zaimon）ご利用規定（以下、本規定）は、京都中央信用金庫（以下、当金庫）が提供する「e-Taxデータ受付サービス（Zaimon）」（以下、本サービス）の利用に関して定めたものです。
- (2) お客さまが本サービスを利用するに際しては、当金庫とお客さまの間に本規定が適用されるものとします。また、当金庫は本サービス内容をお客さまに事前に通知することなく変更することができるものとします。

第2条 提供するサービス

(1) サービス内容

- ① 本サービスは、国税庁が提供するe-Taxに、お客さまの指示により、電子申告済のお客さまの税務申告データおよび電子納税証明書などの電子的な情報を、インターネットを介して当金庫に提出するサービスで、「中信ビジネスポータル」（以下、基本サービス）から連携する個別のサービスです。
- ② 本サービスの利用開始にあたっては、お客さまが本規定の内容に承諾した上で、e-Taxへの申告等で使用する利用者識別番号を登録いただく等、初期登録を実施いただきます。その後、e-Tax利用者識別番号およびe-Tax暗証番号を入力し、お客さまがe-Taxに申告済みの情報を指定して送信操作をする等、所定の操作を行うことで本サービスをご利用いただけます。

(2) 利用環境

本サービスは、当金庫が推奨する設定等を実施したインターネットに接続できるパソコン等から利用できます。ただし、当金庫所定の環境が備わっていても、お客さま個別の設定がなされている場合等の事情により、利用ができないことがあります。

(3) 利用日・利用時間

本サービスの利用日・利用時間は、当金庫が定め、当金庫ホームページに掲載いたします。ただし、当金庫は、本サービスの利用日・利用時間をお客さまへ事前に通知することなしに変更することがあります。また、e-Taxがサービス停止等した場合や、当金庫の責によらない回線工事等が発生した場合は、当金庫所定の取扱時間中であっても、予告なく本サービスの提供を一時的に停止することがあります。

第3条 サービスの利用申込

お客さまは、基本サービスから本サービスのリンクをたどり、表示された本サービスのページから本規定を読み内容に承諾した上で、e-Tax利用者識別番号およびe-Tax暗証番号の情報を入力等していただくことで利用申込が完了するものとします。

第4条 サービスの利用承諾

当金庫は、本サービスの提供にあたっては、株式会社NTTデータ（以下、NTTデータ）が当金庫との契約により当金庫に提供するZaimon®e-Taxデータ受付サービスを利用します。本サービスの利用にあたり、お客さまは次の各事項に承諾することとします。

- (1) 本サービスを構成している各種サーバシステムの運用、保守等のセンター業務をNTTデータに委託すること
- (2) e-Tax利用者識別番号、および当金庫がお客さまを識別するための番号等の情報がNTTデータに提供されること
- (3) 本サービスの画面に入力される情報、本サービスにより当金庫に提出するe-TaxデータをNTTデータが取り扱うこと
- (4) e-Taxへのログインの手順が外部連携サービス(=本サービス)により行われること
- (5) NTTデータが外部連携サービスの提供にあたりその業務を第三者に委託することがあること、また、その業務遂行に必要な範囲で当該第三者にお客さまの情報が提供されること
- (6) 本サービスの入口となる基本サービスに登録済のデータで、本サービス経由で送信するe-Taxのデータとお客さまを関連付けるための情報(ログインID、企業住所、電話番号、代表口座情報等)をNTTデータに提供すること

第5条 本人確認

お客さまの本人確認は、基本サービスへのログイン時に行います。本サービスを使ってe-Taxデータを送信する際の本人確認は、本サービスの利用申込時に登録していただくe-Tax利用者識別番号と、本サービスをご利用の都度入力していただくe-Tax暗証番号により行います。

第6条 暗証番号の取扱

当金庫およびNTTデータが、お客さまに本サービスにログインするためのe-Tax暗証番号を尋ねることはありません。また、本サービスをご利用の際にe-Tax暗証番号を入力いただきますが、本サービスのシステムにパスワードが保存等されることはありません。

第7条 免責事項

基本サービスの利用規定の定めに加え、次のいずれかの事情が生じ、本サービスが利用できなかったこと等によりお客さままたは第三者が損害を被った場合であっても、当金庫またはNTTデータに重過失がある場合を除き、当金庫またはNTTデータは一切の責を負いません。

- (1) 本サービスの利用申込後、e-Taxの利用者識別番号およびe-Tax暗証番号について偽造、変造、盗用、不正利用その他の事故があり、そのために生じた損害
- (2) 通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットおよびコンピューター等の障害等、当金庫またはNTTデータの責によらない事由により本サービスが利用できない場合
- (3) 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当金庫またはNTTデータの責によらない事由により、e-Taxの利用者識別番号、e-Tax暗証番号、e-Taxデータ、その他の情報等が漏洩した場合

- (4) 当金庫が本サービス外で通知・照会・確認の電子的な送信、または書類等で通知・照会・確認を発送したが、延着または未着であった場合
- (5) 当金庫が本サービス外でお客さまに通知・照会・確認等実施する際に、郵送上の事故等、当金庫の責によらない事由により、第三者が本サービスにかかるお客さまの情報等を知りえた場合
- (6) 当金庫が事前に説明したにも関わらず、動作保証する環境および設定以外で本サービスを操作した結果、情報漏洩等の損害が生じた場合
- (7) e-Taxの利用について、お客さまと、国税庁または税理士等との間に紛争等が生じた場合
- (8) 顧問税理士による本サービスまたはe-Taxデータ受付サービス(税理士向けサービス)の利用(いずれも不正利用を含みます)により、情報漏洩等の損害が生じた場合

第8条 税理士の代理送信

- (1) お客さまは、顧問税理士にe-Taxデータの代理送信を依頼することができます。お客さまの税務申告をe-Taxに代理申告した顧問税理士は、代理申告したe-Taxデータに限りお客さまに代わり本サービスを使い当金庫に送信できます。
- (2) 代理送信は、お客さまが本サービスのご利用申込が完了していることが前提となります。顧問税理士は、NTTデータが提供する税理士専用ホームページにアクセスし、初期登録を完了すれば代理送信できます。
- (3) お客さまが顧問税理士に代理送信を委任したか否かにかかわらず、当該税理士は本サービスを利用してお客さまのe-Taxデータを当金庫に送信できます。

第9条 解約等

- (1) 本サービスは、お客さままたは当金庫のいずれか一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、お客さまからの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。
- (2) お客さまからの解約の効力は、当金庫所定の方法により当金庫が解約処理を行った時点から発生するものとします。
- (3) 当金庫からの解約の効力は、お客さまに通知が到達した時点から発生するものとします。これが延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) お客さまが基本サービスを解約される場合には、事前に必ず本サービスを解約してください。本サービスの解約を行うことなく基本サービスのみ解約を行った場合、お客さまは本サービスを利用することができないものの、顧問税理士は利用可能な状態が継続します。それによって生じた損害について、当金庫は一切その責を負いません。

第10条 本規定の変更

- (1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表、その他相当の方法で周知するこ

とにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第11条 反社会的勢力との取引拒絶

お客さまが、次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫は催告その他何らの手続きを要せず本サービスを解除することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、お客さまはその損害額を支払うものとします。

(1) お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- ⑤ その他①から④に準ずる行為

第12条 本規定に定めのない事項

- (1) 本サービスは、当金庫にe-Taxの申告済データを非対面・ペーパーレスで提出する手段に限られるため、融資その他申込みは別途必要です。
- (2) 本サービスの利用により融資可否、融資の金利等についてお客さまに対して当金庫の回答を約束することはありません。
- (3) 当金庫は本サービスの利用を、お客さまに対する融資実行の条件とはいたしません。

第13条 本規定に定めのない事項

本規定に定めがない場合は、基本サービスの規定等の規定が適用されるものとします。

以上

(2025 年 10 月 6 日)